

第9号議案

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、屋外のテント等に設置される消費熱量が小さい簡易サウナ設備に関する基準を定めるとともに、住宅における火災予防を推進するため感震ブレーカーの普及の促進に係る規定を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例

芦屋市火災予防条例（昭和48年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（乾燥設備）</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第8条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその</u></p>	<p>（乾燥設備）</p> <p>第7条（略）</p>

改正後	改正前
<p>熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</p>	
<p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</p>	
<p>（一般サウナ設備）</p>	<p>（サウナ設備）</p>
<p>第8条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>第8条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>（1）（略）</p> <p>（2）一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>	<p>（1）（略）</p> <p>（2）サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p>
<p>（住宅における火災の予防の推進）</p>	<p>（住宅における火災の予防の推進）</p>
<p>第31条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p>	<p>第31条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p>
<p>（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p>	<p>（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p>
<p>（2）（略）</p>	
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

参 照

芦屋市火災予防条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、屋外のテント等に設置される消費熱量が小さい簡易サウナ設備に関する基準を定めるとともに、住宅における火災予防を推進するため感震ブレーカーの普及の促進に係る規定を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 対象火気設備等（※）の種類への簡易サウナ設備の追加

※ 対象火気設備等とは、消防法等に基づき、火を使用する設備又はその使用に際して火災の発生のおそれがある設備をいう。

（第8条関係及び第47条関係）

ア 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（テントを活用したもの）又はバレル型サウナ室（円筒形で木製のもの）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のもので、薪又は電気を熱源とするもの）に係る規定を次のように定める。

（ア）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（イ）温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備は、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

イ 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について、灯油等の液体燃料を使用する消費熱量が大きい場合等を除き、炉の基準を準用する。固体燃料を使用する場合は、不燃材料で造ったたき殻受けを設けなければならないストーブの規定を準用する。

(2) (1)に伴い、対象火気設備等の種類のサウナ設備を一般サウナ設備に改める。

(第8条の2及び第47条関係)

(3) 住宅における火災の予防の推進 (第31条の7関係)

住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカー(※)の普及促進を追加する。

※ 感震ブレーカーとは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める器具をいう。

3 施行期日

令和8年3月31日